大阪夕陽丘学園短期大学 紀要規約

平成14年 7月24日改訂 平成27年 4月 1日改訂

- 1. 大阪夕陽丘学園短期大学の発行する研究報告集を大阪夕陽丘学園短期大学紀要、Bulletin of Osaka Yuhigaokagakuen College という。
- 2. 本紀要は、大阪夕陽丘学園短期大学教職員の研究成果の発表を行うことを目的とする。
- 3. 本紀要は毎年1回発行する。
- 4. 紀要の編集発行に当っては編集委員会を置く。編集委員会は紀要の発行に関する業務を行う。
- 5. 編集委員会は3名の編集委員で構成し、編集委員の選出は学長が指名する。
- 6.編集委員会は毎年4月に設置し、翌年3月までをその任期とする。
- 7. 紀要への投稿規約は別に定める。
- 8. 掲載された論文の著作権は、大阪夕陽丘学園短期大学に帰属する。
- 9. 本紀要英文抄録を日本科学技術センターに利用させる。
- 10. 本規約の改廃は教授会の審議を経て学長が行う。

大阪夕陽丘学園短期大学 紀要投稿規約

平成11年11月24日改訂 平成21年 3月 6日改訂 平成27年 4月 1日改訂

- 1. 投稿者は、大阪夕陽丘学園教職員および卒業生とするが、共同研究者はこの限りではない。 なお、本学の退職者については、本学在職中の業績報告に限り投稿を認めることがある。
- 2. 原稿は未発表のものを原則とする。ただし、過去に学術雑誌等掲載されたものを再録することがある。後者の場合、本規約に従うことを原則とし再録または一部再録であることを明記する。
- 3. 原稿は、編集委員会が定める様式により作成する。
- 4. 原稿は、電子記憶媒体上で作成し、編集委員会が定めた期間内に提出する。なおこれに添えて、印刷物として1部提出する。
- 5. 原稿の採否は、編集委員会が決める。編集委員会は、投稿者に原稿の修正を求めることができる。
- 6. 原稿は、原則として図表を含め、様式により作成した原稿10枚以内とする。
- 7. 表題および氏名には英文を記す。なお、見出し題名を、邦文の場合約20字以内、英文の場合約10語以内で記す。
- 8. 著者抄録(Abstract、Synopsis)を、200語以内の英文で本文の前に記す。
- 9. 論文の内容に関連の深いキーワード(英語および対応する日本語を6語以内)を選び抄録の 後ろ、本文の前に記す。
- 10. 図・表は直接様式に挿入する。
- 11. 別冊は30部まで無料とする。

2016 年度 編集委員

准教授 治 京 玉 記

教 授 青 山 佐喜子

准教授 本 山 光 子

非 売 品

大阪夕陽丘学園短期大学 紀 要 第59号 平成28年12月20日

編集紀要編集委員会

発行所 大阪夕陽丘学園短期大学 (責任者 南川忠嗣)

大阪市天王寺区生玉寺町7番72号 電話 06-6771-5183 (代表)

印刷所 友野印刷株式会社

岡山市北区高柳西町 1 番 23 号 電話 086-255-1101